

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年6月29日
【会社名】	タキロンシーアイ株式会社
【英訳名】	C.I. TAKIRON Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 南谷 陽介
【本店の所在の場所】	大阪市北区梅田三丁目1番3号（ノースゲートビルディング）
【電話番号】	06-6453-3700（代表）
【事務連絡者氏名】	総務部長 角野 周作
【最寄りの連絡場所】	東京都港区港南二丁目15番1号（品川インターシティA棟）
【電話番号】	03-6711-3700（代表）
【事務連絡者氏名】	経営企画部長 中嶋 政文
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） タキロンシーアイ株式会社 東京本社 （東京都港区港南二丁目15番1号（品川インターシティA棟）） タキロンシーアイ株式会社 中部支店 （名古屋市東区葵一丁目19番30号（マザックアートプラザ））

## 1【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

当社は、平成30年1月23日開催の当社取締役会において、平成30年10月1日を以て、当社の完全子会社である大日本プラスチック株式会社（以下、「大日本プラスチック」という。）および日本ポリエステル株式会社（以下、「日本ポリエステル」という。）より其々の採光建材事業（FRP建材等を含む。以下、「本事業」という。）を分割のうえ承継すること（以下、「本会社分割」という。）について基本方針の決議を行いましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の規定に基づき、臨時報告書を提出してあります。

この度、当社は、平成30年10月1日（予定）を効力発生日として本会社分割を行うことを決議し、昨日付けで大日本プラスチックおよび日本ポリエステルとの間で、当該分割契約書を締結いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第5項に基づき、臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

### 1．当該吸収分割の相手会社に関する事項

- (1) 商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額および事業の内容
- (2) 最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益および純利益

### 3．当該吸収分割の方法、吸収分割に係る割当ての内容その他の吸収分割契約の内容

- (1) 吸収分割の方法
- (2) 吸収分割に係る割当ての内容
- (3) その他の吸収分割契約の内容
  - ア．承継する権利義務
  - イ．日程
  - ウ．その他の吸収分割契約の内容

## 3【訂正内容】

訂正箇所は、\_\_\_\_\_を付して表示しております。

1. 当該吸収分割の相手会社に関する事項

(1) 商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額および事業の内容  
 (訂正前)

	分割会社 1 (平成29年3月31日現在)	分割会社 2 (平成29年3月31日現在)
商号	大日本プラスチック株式会社	日本ポリエステル株式会社
本店の所在地	大阪市北区梅田三丁目1番3号	大阪市北区芝田二丁目8番33号
代表者の氏名	代表取締役社長 鳥本 匡聡	代表取締役社長 助田 雅明
資本金の額	859百万円	400百万円
純資産の額	4,703百万円	102百万円
総資産の額	10,110百万円	4,112百万円
事業の内容	各種プラスチック製品の製造、加工ならびに各種機械、器具、装置および金型の設計、製作、販売	プラスチック製品の製造・販売、土木・建築工事の請負および設計管理、水処理関連資材の販売

(訂正後)

	分割会社 1 (平成30年3月31日現在)	分割会社 2 (平成30年3月31日現在)
商号	大日本プラスチック株式会社	日本ポリエステル株式会社
本店の所在地	大阪市北区梅田三丁目1番3号	大阪市北区芝田二丁目8番33号
代表者の氏名	代表取締役社長 鳥本 匡聡	代表取締役社長 助田 雅明
資本金の額	859百万円	400百万円
純資産の額	4,849百万円	412百万円
総資産の額	10,151百万円	4,008百万円
事業の内容	各種プラスチック製品の製造、加工ならびに各種機械、器具、装置および金型の設計、製作、販売	プラスチック製品の製造・販売、土木・建築工事の請負および設計管理、水処理関連資材の販売

(2) 最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益および純利益  
(訂正前)

(単位：百万円)

決算期	大日本プラスチックス			日本ポリエステル		
	平成27年3月期	平成28年3月期	平成29年3月期	平成27年3月期	平成28年3月期	平成29年3月期
売上高	11,043	10,675	11,094	4,512	4,231	4,336
営業利益	573	322	311	137	269	223
経常利益	561	311	295	154	297	235
当期純利益	525	476	193	140	406	240

(訂正後)

(単位：百万円)

決算期	大日本プラスチックス			日本ポリエステル		
	平成28年3月期	平成29年3月期	平成30年3月期	平成28年3月期	平成29年3月期	平成30年3月期
売上高	10,675	11,094	11,182	4,231	4,336	4,229
営業利益	322	311	310	269	223	33
経常利益	311	295	313	297	235	43
当期純利益	476	193	196	406	240	309

3. 当該吸収分割の方法、吸収分割に係る割当ての内容その他の吸収分割契約の内容

(1) 吸収分割の方法

(訂正前)

当社を承継会社とし、大日本プラスチックスおよび日本ポリエステルを分割会社とする吸収分割を採用いたします。なお、本会社分割については、当社においては会社法第796条第2項の規定に基づく簡易分割であり、大日本プラスチックスおよび日本ポリエステルにおいては会社法第784条第1項の規定に基づく略式分割であるため、いずれにおいても株主総会での承認決議を経ずを実施する予定です。

(訂正後)

当社を承継会社とし、大日本プラスチックスおよび日本ポリエステルを分割会社とする吸収分割を採用いたします。なお、本会社分割については、当社においては会社法第796条第2項の規定に基づく簡易分割であり、大日本プラスチックスおよび日本ポリエステルにおいては会社法第784条第1項の規定に基づく略式分割であるため、いずれにおいても株主総会での承認決議を経ずを実施いたします。

(2) 吸収分割に係る割当ての内容

(訂正前)

本会社分割は完全親子会社間の事業承継であり、当社は大日本プラスチックスおよび日本ポリエステルに対して株式割当てその他对価の交付を行わない予定です。

(訂正後)

本会社分割は完全親子会社間の事業承継であり、当社は大日本プラスチックスおよび日本ポリエステルに対して株式割当てその他对価の交付はありません。

(3) その他の吸収分割契約の内容

ア. 承継する権利義務

(訂正前)

当社は、分割の効力発生日に大日本プラスチックおよび日本ポリエステルが本事業に関して有する契約上の地位、その他の権利義務を承継する予定です。但し、効力発生日以前に発生した債権債務（売上債権および未収金債権ならびに仕入債務、未払金債務および預かり保証金等）は承継しない予定です。

(訂正後)

当社は、分割の効力発生日に大日本プラスチックおよび日本ポリエステルが本事業に関して有する契約上の地位、その他の権利義務を承継いたします。但し、効力発生日以前に発生した債権債務（売上債権および未収金債権ならびに仕入債務、未払金債務および預かり保証金等）は承継いたしません。

イ. 日程

(訂正前)

基本方針承認取締役会	平成30年 1月23日
分割契約承認取締役会	平成30年 6月頃（予定）
契約締結日	平成30年 6月頃（予定）
吸収分割の効力発生日	平成30年10月 1日（予定）

(訂正後)

基本方針承認取締役会	平成30年 1月23日
分割契約承認取締役会	平成30年 6月20日
契約締結日	平成30年 6月28日
吸収分割の効力発生日	平成30年10月 1日（予定）

ウ. その他の吸収分割契約の内容

(訂正前)

本会社分割の契約締結前であるため、現時点での構想に基づいて開示しております。  
その他の吸収分割契約の詳細につきましては、分割契約締結後に開示いたします。

(訂正後)

本吸収分割契約の内容は次のとおりであります。

## 吸収分割契約書

タキロンシーアイ株式会社（以下、「TKCI」という。）並びに大日本プラスチック株式会社（以下、「DP」という。）及び日本ポリエステル株式会社（以下、「NP」という。）は、それぞれ、次のとおり、吸収分割を行うことにつき合意したので、吸収分割契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

### 第1条．（分割当事会社）

吸収分割における当事者は、次のとおりとする。

TKCI：吸収分割承継会社

商号 タキロンシーアイ株式会社

住所 大阪市北区梅田三丁目1番3号

DP：吸収分割会社

商号 大日本プラスチック株式会社

住所 大阪市北区梅田三丁目1番3号

NP：吸収分割会社

商号 日本ポリエステル株式会社

住所 大阪市北区芝田二丁目8番33号

### 第2条．（分割の方法）

TKCI及びDP、並びに、TKCI及びNPは、それぞれ、以下の各号のとおり、吸収分割を行う。但し、各吸収分割の効力は他に影響しない。

(1) DPは、DPの採光・建築・畜産資材の販売事業（以下、「対象事業」という。）に関する権利義務をTKCIに承継させ、TKCIはこれを承継する（以下、「吸収分割」という。）。

(2) NPは、NPの採光・建築資材の販売事業（以下、総称して「対象事業」という。）に関する権利義務をTKCIに承継させ、TKCIはこれを承継する（以下、「吸収分割」という。）。

### 第3条．（吸収分割の効力発生日）

各吸収分割の効力発生日は、いずれも2018年10月1日とする（以下、「本効力発生日」という。）。但し、各吸収分割の手の進行上の事由、もしくはその他の事由により必要があるときは、TKCI及びDP又はTKCI及びNPが協議のうえ、これを変更することができる。

### 第4条．（承継する権利義務）

- 1．吸収分割に際しTKCIがDPから承継する資産、契約上の地位その他の権利義務は、別紙1記載のとおりとする。
- 2．TKCIは、吸収分割により、本効力発生日において、対象事業に関する負債並びに、対象事業に従事するDPの従業員との間の雇用契約上の地位及びその契約に基づき発生する権利義務を承継しない。
- 3．吸収分割に際しTKCIがNPから承継する資産、契約上の地位その他の権利義務は、別紙2記載のとおりとする。
- 4．TKCIは、吸収分割により、本効力発生日において、対象事業に関する負債並びに、対象事業に従事するNPの従業員との間の雇用契約上の地位及びその契約に基づき発生する権利義務を承継しない。

### 第5条．（吸収分割の対価）

TKCIは、各吸収分割に際して、DP又はNPに対して一切の対価を交付しない。

### 第6条．（簡易分割・略式分割）

TKCIは会社法第796条第2項に基づき、DP及びNPは会社法第784条第1項に基づき、それぞれ株主総会の決議を得ることなく各吸収分割を行う。

第7条．（登記、登録、通知等）

- 1．TKCI並びにDP及びNPは、各吸収分割手続の完了後遅滞なく、第4条の規定により承継される資産に関し必要な登記、登録、通知等の手続を行う。
- 2．前項の手続に要する登録免許税その他一切の費用は、TKCI並びにDP及びNPが協議の上負担するものとする。

第8条．（善管注意義務）

DP及びNPは、本契約締結後、本効力発生日に至るまでの間、善良なる管理者の注意をもって各対象事業にかかる業務を執行し、かつ、一切の財産の管理運営を行うものとし、その財産及び権利義務に重要な影響を及ぼすような行為については、それぞれ、予めTKCIと協議のうえ行うものとする。

第9条．（競業禁止義務）

DP及びNPは、本効力発生日以降であっても、各対象事業に関し、法令によるか否かを問わず、一切の競業禁止義務を負わない。

第10条．（各吸収分割の条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結日から本効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、TKCI、DP又はNPの財産あるいは経営状態に重大な変動を生じたとき、もしくは重大な瑕疵が発見された場合には、TKCI及びDP又はTKCI及びNPが協議のうえ各吸収分割の条件を変更し、または本契約の全部又は一部を解除することができる。

第11条．（本契約に定めのない事項の協議）

本契約に定める事項の他、各吸収分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、TKCI並びにDP及びNPが協議のうえ、これを決定する。

[以下余白]

本契約締結の証として、本書3通を作成し、TKCI、DP及びNPが記名捺印のうえ各1通を保有する。

2018年6月28日

TKCI（吸収分割承継会社）：大阪市北区梅田三丁目1番3号  
タキロンシーアイ株式会社  
代表取締役 南谷 陽介

DP（吸収分割会社）：大阪市北区梅田三丁目1番3号  
大日本プラスチック株式会社  
代表取締役 鳥本 匡聡

NP（吸収分割会社）：大阪市北区芝田二丁目8番33号  
日本ポリエステル株式会社  
代表取締役 助田 雅明

別紙 1

承継権利義務明細表

吸収分割 により T K C I が D P から承継する、対象事業 に関する、資産、負債、契約上の地位その他の権利義務は、以下のとおりとする。

[ 資産 ]

T K C I は、D P から、吸収分割 により、対象事業 に関する、商標権、商標登録出願により生じた権利、及び不正競争防止法に基づく保護の対象となる商品等表示、商品形態又は営業秘密、ノウハウ、並びに外国法に基づく権利であってこれらに相当するものを承継する。

T K C I は、D P から、吸収分割 により、その他の資産を承継しない。

[ 負債 ]

T K C I は、D P から、吸収分割 により、負債を承継しない。

[ 雇用契約 ]

T K C I は、D P から、吸収分割 により、本効力発生日において対象事業 に従事する D P の従業員との間の雇用契約上の地位及びその契約に基づき発生する権利義務を承継しない。

[ 契約上の地位 ]

T K C I は、D P から、吸収分割 により、上記の雇用契約を除く、本効力発生日における対象事業 に属する契約における、契約上の地位及びこの契約に基づく権利義務を承継する。但し、承継する契約に基づき本効力発生日までに生じた債権及び債務は承継の対象外とし、本効力発生日後も D P が当該権利を行使し又は当該義務を履行する。

[ 対象許認可 ]

T K C I は、D P から、吸収分割 により、D P が本効力発生日において対象事業 に関連して保有している一切の許可、認可、承認、登録、届出等のうち、法令上承継が可能なものを承継する。

以 上



別紙 2

承継権利義務明細表

吸収分割 により T K C I が N P から承継する、対象事業 に関する、資産、債務、契約上の地位その他の権利義務は、以下のとおりとする。

[ 資産 ]

T K C I は、N P から、吸収分割 により、対象事業 に関する、商標権、商標登録出願により生じた権利、及び不正競争防止法に基づく保護の対象となる商品等表示、商品形態又は営業秘密、ノウハウ、並びに外国法に基づく権利であってこれらに相当するものを承継する。

T K C I は、N P から、吸収分割 により、その他の資産を承継しない。

[ 負債 ]

T K C I は、N P から、吸収分割 により、負債を承継しない。

[ 雇用契約 ]

T K C I は、N P から、吸収分割 により、本効力発生日において対象事業 に従事する N P の従業員との間の雇用契約上の地位及びその契約に基づき発生する権利義務を承継しない。

[ 契約上の地位 ]

T K C I は、N P から、吸収分割 により、上記の雇用契約を除く、本効力発生日における対象事業 に属する契約における、契約上の地位及びこの契約に基づく権利義務を承継する。但し、承継する契約に基づき本効力発生日までに生じた債権及び債務は承継の対象外とし、本効力発生日後も N P が当該権利を行使し又は当該義務を履行する。

[ 対象許認可 ]

T K C I は、N P から、吸収分割 により、N P が本効力発生日において対象事業 に関連して保有している一切の許可、認可、承認、登録、届出等のうち、法令上承継が可能なものを承継する。

以 上

以上